岩手県告示第 209 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 3 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路線名 盛岡和賀線
 - (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市中笹間 15 地割7番地先から6地割17番2地先ま	新	m	m
で		13.5~8.8	41. 2
	旧	11.7~8.5	41. 2

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部
 - イ 期間 平成20年3月21日から同年4月21日まで
- 2(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路線名 達曽部下宮守線
 - (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
遠野市宮守町下宮守 18 地割 79番6地先から 56番6地	新	B m	m
先まで		76.7~19.4	257. 8
	10	A	
		32.8~14.2	384. 8
	旧	В	
		76.7~19.4	257. 8

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター
 - イ 期間 平成20年3月21日から同年4月21日まで
- 3(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路線名 遠野東和自転車道線
 - (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
遠野市松崎町6地割116番地先から113番地先まで	新	m	m
		16. 2~6. 6	108. 1
	旧	24.6~11.0	108. 1

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター
 - イ 期間 平成20年3月21日から同年4月21日まで
- 4(1) 道路の種類 一般国道
 - (2) 路線名 283号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
遠野市上郷町平野原3地割20番8地先から板沢17地割	新	m	m
字中居前 38 番 3 地先まで	材	57. 1∼15. 6	3, 366. 0
	旧	134.6~16.6	3, 366. 0
遠野市上郷町板沢 16 地割6番1地先から21 地割14番 15 地先まで	新	59.8~24.6	125. 7
	旧	71. 2~24. 6	125. 7

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター
 - イ 期間 平成20年3月21日から同年4月21日まで
- 5(1) 道路の種類 一般国道
 - (2) 路線名 340号
 - (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
遠野市上郷町平野原3地割7番26地先から平倉44地割	新	m	m
7番5地先まで		32.0~6.8	245. 1
	旧	16.3~6.0	245. 1

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター
 - イ 期間 平成20年3月21日から同年4月21日まで